

生活保護法の一部を改正する法律案要綱

一 被保護者は、二及び被保護者による勝馬投票券の購入を禁止する競馬法の規定等を遵守すること。

(第六十条第一項及び第三項関係)

二 被保護者は、ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業（金銭給付に係る金銭を用いてその客となることが著しく不適切ではないものとして厚生労働省令で定める営業を除く。）の客となつてはならないこと。

(第六十条第二項関係)

三 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

(附則関係)